

岸和田市保育施設利用者負担額表（保育料表）

令和元年10月1日より適用

階 層 区 分		保育料（円/月）		【公立】18時以降の 延長保育料（円/月）		【公立】短時間の 延長保育料（円/30分）	
市階層	定義（市民税額）	0～2歳児		0～2歳児	3～5歳児	0～5歳児	
		標 準	短時間				
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	
B	非課税特定世帯	0	0	400	400	500	
	上記以外の非課税世帯	0	0	400	400	500	
C1	均等割のみの世帯	特定世帯	6,000	4,000	400	400	500
		特定世帯以外	13,000	10,000	800	700	700
C2	所得割 100円以上 40,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	400	400	500
		特定世帯以外	14,000	11,000	900	900	700
D1	所得割 40,000円以上 60,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	400	400	500
		特定世帯以外	17,000	14,000	1,500	1,500	700
D2	所得割 60,000円以上 77,101円未満	特定世帯	6,000	4,000	400	400	500
		特定世帯以外	21,000	18,000	1,500	1,500	700
D3	所得割 77,101円以上 80,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	400	400	500
		特定世帯以外	21,000	18,000	1,500	1,500	700
D4	所得割 80,000円以上 100,000円未満	24,000	21,000	1,900	1,900	700	
D5	所得割 100,000円以上 120,000円未満	29,000	26,000	2,600	2,300	700	
D6	所得割 120,000円以上 140,000円未満	35,000	32,000	3,000	2,400	700	
D7	所得割 140,000円以上 160,000円未満	40,000	37,000	3,000	2,500	700	
D8	所得割 160,000円以上 200,000円未満	44,000	41,000	3,000	2,600	700	
D9	所得割 200,000円以上 240,000円未満	51,000	48,000	3,000	2,600	700	
D10	所得割 240,000円以上 320,000円未満	56,000	53,000	3,000	2,600	700	
D10	所得割 320,000円以上	59,000	56,000	3,000	2,600	700	

3～5歳児の保育料について

3～5歳児の保育料については無償となります。給食費等その他費用についてはP6『給食費等その他費用』をご確認ください。

延長保育料に関して〈公立保育所・公立認定こども園の場合〉

本表の延長保育料は公立保育所・公立認定こども園にのみ適用されます。

各民間教育・保育施設は施設ごとに延長保育料が設定されています。詳細は各施設にお問合せください。

短時間延長保育料に関して〈公立保育所・公立認定こども園の場合〉

- 短時間延長保育料は、1日の保育が8時間以内の場合に限り発生します。1日の保育が8時間を超えると標準時間となり、上表「標準」の欄の保育料が適用されます。この場合、表の延長保育料は発生しません。
- 7時00分から8時30分まで及び16時30分から18時00分までの保育に対して、上表の延長保育料が発生します。
- 7時00分または16時30分からそれぞれ30分の保育ごとに、上表の延長保育料が発生します。

その他保育料に関して

- きょうだい同時利用の場合の保育料の額は、年齢の高い子どもから全額・半額・0円となります。
- きょうだいが幼稚園・認定こども園・その他法律や条例で定める施設に入所または利用する場合、きょうだい同時利用とみなし、保育料を年齢の高い子どもから全額・半額・0円となります。岸和田市以外が設置する施設を利用の場合、通園（入所）証明書をご提出ください。
- きょうだいがいる世帯で、かつ市民税所得割額が57,700円未満の場合、年齢の高い子どもから全額・半額・0円となります。特定世帯は、市民税所得割額が77,101円未満の場合、年齢の高い子どもから全額・0円・0円となります。
- 月の途中で入所、退所または上表の18時00分以降の延長保育の利用の変更があった場合、開所日数に応じて日割計算します（10円未満切捨）。